

地球温暖化対策推進法に基づく「促進区域」「地域脱炭素化促進事業」の認定等に係る
ガイドライン（地域の合意形成・地域の理解関係）（令和6年6月）の主な改定箇所

項目 番号	項目名	ページ	改正内容
—	—	—	出典とした情報が更新されている場合は、更新後の情報に修正した。
4(1)①	市町村が協議会を設置する方法	18	事業者が設置した協議会の結果を市町村設置の協議会に上げて再度協議する考え方について追記した。
4(1)②	事業者が協議会を設置する方法	18	市町村が協議会に参画することが適当であることを明記した。
4(2)⑤, (3),(4)	地域の合意形成等・ 事業認定等の進め方	16,17,23, 24~32	再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則の施行に伴い、同規則で定める認定申請手続等の内容を反映した。併せて、関連する記載の追記、修正を行った。
4(2)⑧	計画の公表	23,24	計画の公表の考え方を整理し、修正した。
5(2)③	地域住民	36	「地域」の基本的考え方について追記した。
表5-2	協議すべき認定要件 と決議において特に 意見を尊重すべき構 成員	40	「2(2)地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容」の、「決議において特に意見を尊重すべき構成員」に、「地域住民」を追加した。
【様式・ 参考資料 編】	—	—	【様式・参考資料編】を別冊に分けた。また、再生可能エネルギー地域共生促進税条例施行規則の施行に伴い、同規則で定める認定申請手続、様式等を反映した。併せて、関連する記載の追記、修正を行った。

※その他、全体を通して分かりやすくするために表現を改めた箇所がある。